

お知らせ information

扶助費の申請期間は 5月1日から31日まで

平成30年4月1日時点で市内に住所があり、以下の要件に該当する人に、扶助費を支給します。

支給要件

- ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神保健福祉手帳1・2級のいずれかをお持ちの人で、世帯合計所得額600万円以下の人
- ②70歳以上のひとり暮らしの人で、収入金額150万円以下の人
- ③義務教育終了前の交通・労務災害遺児を扶養している人で、世帯合計所得額500万円以下の人
- ④介護度3以上または身体1級のねたきり者を6カ月以上常に家庭で介護している人
- ⑤介護度3以上の認知症の人を6カ月以上常に家庭で介護している人

申請方法 申請書を地区担当の民生委員へ提出してください。

照会 福祉課

☎0537⑤1121

結婚新生活支援補助金 について

市では、結婚に伴いアパートなど市内の新たな住居へお住まいになるご夫婦の新生活を応援します。

対象世帯 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されたご夫婦

条件

- ・夫婦の年間所得の合計が340万円未満であること。
- ・夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること。
- ・対象となる住居が市内にあり、

夫婦の双方または一方の住所が当該住居の住所であること。

- ・他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

補助金額 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に結婚に伴い要した住居費と引っ越し費用の合計額を対象に30万円を上限として補助。

※詳細はお問い合わせください。

照会 企画政策課

☎0537⑤1161

高校生の留学や 語学研修を支援します

市では、国際的な視野を持つ人材を育成するため、留学や語学研修にかかる費用の一部を補助します。

対象者 高等学校などに在籍している市民、または市内の高等学校などに在籍している者で、学校や地方公共団体、民間団体が主催する留学プログラムに応募し、1週間以上1年未満の留学などへ出発することが決定、または内定した者の保護者

交付要件 市税などの滞納がなく、過去にこの制度を利用していないこと

補助金額 10万円(ただし、10万円に満たない場合はその額)

補助対象経費 ①往復渡航費②留学中の滞在費③授業料④留学プログラム費用⑤その他市長が必要と認める費用

※詳細はお問い合わせください。

照会 企画政策課

☎0537⑤1161

地域のまちづくり活動を 支援します

市では、まちづくりや人づくりなどに自発的に取り組む活動団体へ補助金を交付しています。

対象活動

公益的かつ新たに取り組む活動で次の①～③のいずれかに当てはまるもの

- ①地域の課題などに自主的かつ自立的に取り組む活動
- ②地域の景観や歴史文化などを活かした地域づくりなど、地域の活性化につながる活動
- ③まちおこしイベントなど、地域活性化に効果的なイベント活動

補助額 ①手作り施設整備活動(50万円以内) ②手作り施設整備活動【フォローアップ型】(25万円以内) ③人づくり等育成活動(20万円以内) ④地域活性化のための活動(20万円以内) ⑤まちづくり団体等広報活動(5万円以内)

※詳細はお問い合わせください。

照会 企画政策課

☎0537⑤1161

文芸おまえざき第14号 を発刊しました

投稿者77人による122点の文芸作品が掲載された「文芸おまえざき第14号」が、3月10日に発刊されました。どの作品も力作ぞろいです。ぜひご購入ください。

価格 1冊500円

販売場所 社会教育課、市立図書館アスパル

照会 社会教育課

☎0537⑨8735

5月5日から11日は 「児童福祉週間」です

児童福祉週間を中心に、県内各地でさまざまなイベントや啓発事業が実施されます。これをきっかけに、子どもや家庭のこと、子どもの健やかな成長について、みんなで考えましょう。